

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税 8)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の 15%を税額控除できる。 さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。 ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 2.5%以上増加している場合は 15%加算 ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 10%以上増加している場合は 10%加算 なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。 《要望の内容》 今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。 加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。 さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。 《関係条項》 ・所得税(租税特別措置法第 10 条の 5 の 4、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4) ・法人税(租税特別措置法第 42 条の 12 の 5、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5) ・法人住民税(地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、地方税法附則第 8 条第 12 項)
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部企画課
6	評価実施時期及び分析対		評価実施時期: 令和 5 年 9 月

	象期間		分析対象期間： 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
7	創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長(平成 29 年度末まで)、 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等) 平成 27 年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和) 平成 28 年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除) 平成 29 年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化) 平成 30 年度 延長(令和 2 年度末まで)、 拡充(要件見直し、基準年度の撤廃) 令和 3 年度 延長(令和 4 年度末まで)、 拡充(継続雇用者要件から給与総額要件に変更) 令和 4 年度 延長(令和 5 年度末まで)、 拡充(要件見直し、控除率の強化)
8	適用又は延長期間		「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 第 2 章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

		○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。 i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する 11 万名を超える規模の特別調査の実施、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。 また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国全体の家計所得の増大に取り組む。

10	有効性等	① 適用数	(単位:件)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1
			法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583
			所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078
		② 適用額	年度	令和2	3	4	5	6	7
			法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中
			所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中
			※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和 4 年度以降は精査中						
		③ 減収額	(単位:億円)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1
			法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153
			所得税	17	35	44	55	70	34
		④ 効果	年度	令和2	3	4	5	6	7
			法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中
			所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中
			※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和 4 年度以降は精査中						
		⑤ 効果	(単位:億円)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1
			法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153
			所得税	17	35	44	55	70	34
		⑥ 効果	年度	令和2	3	4	5	6	7
			法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中
			所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中
			※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和 4 年度以降は精査中						
		⑦ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」						
			年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
			雇用者報酬 (兆円)	268	274	282	288	284	289
			年度	平成 22	23	24	25	26	27
			雇用者報酬 (兆円)	251	252	251	253	258	262

(参考1:達成目標の一要素としての「賃上げ率」)

平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は 30 年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

※春季生活闘争による賃上げ率／従業員数 300 人未満企業／日本労働組合総連合会「第 7 回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成 26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2:達成目標の一要素としての「雇用者数」)

総務省の労働力調査によると、従業員数 500 人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。

※雇用者数／従業員数 500 人未満企業※非農林業／総務省「労働力調査」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者 (万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成 22	23	24	25	26	27
雇用者 (万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大

※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目／内閣府「GDP 統計」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費 (兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成 22	23	24	25	26	27
家計最終消費 (兆円)	230	230	232	242	242	245

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

			賃上げや雇用増を通じた所得の向上は、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成 25 年度から令和 3 年度までの 9 年間で約 90 万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約 2.3 兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
		⑤ 税込減を是認する理由等	賃上げ、雇用増によるマクロの所得の向上を促すことで、個人消費の拡大、成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。 そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金引き上げの環境整備を行うことは、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価：令和 4 年 2 月